

平成 17 年

厚木愛甲環境施設組合議会第 1 回定例会会議録

# 平成17年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会

平成17年3月28日(月)午前10時00分開会

---

出席議員 12人

2番	久	崎	教	生
3番	関	戸	順	一
4番	齋	藤	仁	礼
5番	沼	田	幸	一
6番	竹	松	俊	雄
7番	前	田	多	賀子
8番	井	上	博	明
9番	林			茂
10番	中	山	民	子
11番	水	越	恵	一
12番	川	瀬	正	行
13番	大	矢	篤	治

---

欠席議員 1人

1番	森	屋	騏	義
----	---	---	---	---

---

説明のための出席者

管	理	者	山	口	巖	雄
副	管	者	山	田	登	美
副	管	者	山	口		夫
副	管	者	山	上		雄
収	入	役	花	上	隆	勇
事	局	長	加	藤	秀	志
事	務	長	小	澤	正	夫
	局		野			已

---

事務局出席者

書	記	金	子	忠
書	記	三	武	尚

---

## 議 事 日 程

- 1 会期の決定
- 2 一般質問

番号	質 問 者	質 問 の 件 名	頁
1	水 越 恵 一	(1) 厚木愛甲ごみ処理広域化基本計画について ア 資源化・減量化について イ 中間処理施設について ウ 中間処理施設及び最終処分場の建設地について (2) 補助金制度から交付金制度に移行されたことについて ア 施設建設に及ぼす影響について (3) エコループセンターについて ア エコループ構想について	5
2	関 戸 順 一	(1) 環境施設建設について ア 建設候補用地選考の遅れによる影響について	12
3	森 屋 駿 義	(1) 中間処理施設の整備について ア 施設設置場所の選定について	
4	川 瀬 正 行	(1) 施設建設計画の進捗状況について ア 中間処理施設、最終処分場建設へ向けた進捗状況について	21
5	前 田 多 賀 子	(1) 中間処理施設及び最終処分場の建設について ア ごみ処理広域化基本計画について	23

- 3 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（平成16年度厚木愛甲環境施設組合補正予算＜第 1 号＞）
- 4 議案第 2 号 厚木愛甲環境施設組合個人情報保護条例について
- 5 議案第 3 号 厚木愛甲環境施設組合情報公開条例の一部を改正する条例について
- 6 議案第 4 号 厚木愛甲環境施設組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 7 議案第 5 号 厚木愛甲環境施設組合常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 8 議案第 6 号 厚木愛甲環境施設組合非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 9 管理者施政方針
- 10 議案第 7 号 平成17年度厚木愛甲環境施設組合予算

---

## 議 長 諸 報 告

- 8 月 12 日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。  
例月出納検査結果報告
- 9 月 16 日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。  
例月出納検査結果報告

- 10月13日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。  
例月出納検査結果報告
- 11月5日 厚木愛甲環境施設組合議会先進事例視察のため、副議長、議員9名、随  
行として書記長、書記を茨城県龍ヶ崎地方塵芥処理組合へ派遣した。
- 11月11日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。  
例月出納検査結果報告
- 12月10日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。  
例月出納検査結果報告
- 1月14日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。  
例月出納検査結果報告
- 2月10日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。  
例月出納検査結果報告
- 3月10日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、平成17年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定  
例会招集通知があった。
- 同 日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、平成17年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定  
例会提出議案の送付があった。  
議案第1号～議案第7号 7件
- 同 日 厚木愛甲環境施設組合管理者に対し、説明員の出席を要求した。
- 3月28日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。  
例月出納検査  
定期監査
- 
- 

#### 本日の付議事件

- 1  
ゝ 議事日程に同じ  
10

日程  
追加 議案第8号 監査委員の選任について

---

---

久崎教生議長 ただいまの出席議員は12人で定足数に達しております。森屋駿義議員から欠席の届け出がありました。

ただいまから平成17年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会を開会いたします。

会議規則第71条の規定によって、本定例会の会議録署名議員を議長から指名いたします。竹松俊雄議員、前田多賀子議員をお願いいたします。

議長の諸報告は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

日程に入ります。

---

久崎教生議長 日程1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

---

久崎教生議長 日程2「一般質問」を行います。

通告に従い順次質問を許します。水越恵一議員。

11番 水越恵一議員 おはようございます。定刻ぎりぎりに着きまして、本当に申しわけございません。管理者である市長さんもおいですので、厚木市の交通事情をもう少しお考え願えたら幸せでございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

中間処理施設については厚木市さんに、そして最終処分場につきましては清川村さんをお願いしてあるのが現状でございますけれども、この一般質問をします私、愛川町の選出議員といたしますと、両自治体をお願いをしている関係で心苦しい点もございます。ご理解のほどをよろしくをお願いをしたいと思います。

それでは、順次質問をさせていただきます。

最初に、厚木愛甲ごみ処理広域化基本計画についてでございますけれども、その中で資源化・減量化について伺いたいと思います。

目標達成のために、本組合では、構成市町村とどのような取り組みをなさっているのか、お尋ねをいたします。

次に、中間処理施設についてでございます。

ごみ焼却能力が日量325トン程度とされておりますが、稼働の時間はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

2番目といたしまして、不燃残渣の想定日量及び有効利用物を除く溶融スラグ等の想定日量はどのくらいになっているのかをお尋ねいたします。

続きまして、中間処理施設及び最終処分場の建設地についてでございますが、さきの議会におきまして、大矢議員が一般質問でこの件についてお尋ねになっておりますけれども、現在の進捗状況はどうなっているのか、お尋ねいたします。

また、建設地に対する基本的な考え方もあわせてお尋ねをいたします。

次に、2番目といたしまして、補助金制度から交付金制度に移行していくわけですが、その中で施設建設に及ぼす影響についてをお尋ねいたします。

厚木愛甲環境施設組合の諸施設設計施工建設に当たりまして、国の施策の改正によりまして補助金制度から交付金制度となってまいります。これが本組合の諸事業に対して及ぼす影響についてお尋ねをいたします。

最後になります。エコループセンターについてお尋ねをいたします。

そのエコループの構想について、現在、新聞等によりまして報道がされておりますが、山北町に進出すると聞いておりますけれども、この会社について、本組合としましてどのように考えていただけるのか、お尋ねをいたします。

以上、第1回目の質問といたします。

山口巖雄管理者 ただいま水越議員より、厚木愛甲ごみ処理広域化基本計画について、資源化・減量化について、目標達成のため、

組合は構成市町村とどのように取り組んでいるのかとお尋ねでございますが、厚木愛甲ごみ処理広域化基本計画及び構成市町村の一般廃棄物処理基本計画におきましても、国の減量化・資源化の方針に沿った目標を定めておりますので、減量化・資源化施策につきましては、組合と構成市町村と連携を図りながら積極的に取り組んでいるところでございますが、なお一層取り組んでいかなければならぬと思っております。

次に、中間処理施設について、ごみ焼却能力日量325トン程度とされているが、稼働時間はとお尋ねでございますが、組合で整備をいたしますごみ焼却施設の稼働時間につきましては、国のダイオキシン類発生防止等ガイドラインにより1日24時間連続稼働するものでございます。

次に、不燃残渣の想定日量及び有効利用物を除く溶融スラグ等の想定日量はとお尋ねでございますが、厚木愛甲ごみ処理広域化基本計画では、広域処理開始の平成24年度において発生する不燃残渣は、日量3.9トン、また溶融スラグは日量9.3トンを想定いたしております。

なお、溶融スラグにつきましては、将来的には全量資源化を目標にいたしておるところでございます。

次に、中間処理施設及び最終処分場の建設地について、現在の進捗状況はどうなっているのか。また、建設地に対する基本的な考え方はとお尋ねでございますが、中間処理施設及び最終処分場の建設地につきましては、現在、施設を受け持つ厚木市及び清川村に候補地の抽出をお願いしているところでございます。最終的には組合が候補地を決定してまいります。建設地に対する基本的な考え方につきましては、経済性、安全性及び環境性の確保に加え、住民の皆様のご理解を得ることと考えております。

次に、補助金制度から交付金制度に移行されたことについて、施設建設に及ぼす影響について、厚木愛甲環境施設組合の諸施設設計施工建設に当たり、国の施策の改正により補助金制度が交付金制度となったことが本組合

の諸事業に及ぼす影響はとお尋ねでございますが、三位一体改革により、現行の廃棄物処理施設整備費国庫補助金につきましては平成16年度をもって廃止され、平成17年度から循環型社会形成推進交付金の制度を創設することが国から示されております。

循環型社会形成推進交付金につきましては、循環型社会形成推進地域計画を策定し、この計画に基づき実施される事業について交付されるものでございますが、人口5万人以下の地域は対象外となりますので、厚木愛甲の3市町村が組合を構成することによって、整備いたします熱回収施設を兼ねたごみ焼却施設及び最終処分場は対象施設となり、交付額は対象事業費の3分の1とされております。しかしながら、詳細な内容につきましては不明確な点がございますので、今後、国の動向を見据えながら、財源の確保に努めてまいります。

次に、エコループセンターについて、エコループ構想について、山北町に進出する会社について、組合としてどのように考えておられるのか伺いたいとお尋ねでございますが、エコループ構想につきましては、平成16年7月に設立された株式会社エコループセンターが、現在、事業化に向けての取り組みを進めていると承知いたしておりますが、民間による事業であり、これに参加する場合、事業の継続性の担保や費用負担を初めとし、現時点では不明確な課題が残されているものと理解しておりますが、今後のエコループセンターの動向を見きわめながら、粛々と事業を進めてまいります。

以上でございます。

11番 水越恵一議員 それでは、再質問をさせていただきます。

資源化・減量化についてでございます。

市町村と組合では、具体的に減量化、そして資源化についてどのような取り組みをしていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

愛川町では、剪定枝、木の枝でございますけれども、これが総排出量の約17%を占めております。そんな関係もございまして、16年度から破砕機の購入につきまして補助金を交

付するという形をとってきております。17年度につきましては、この破砕機の購入に対する補助金、それに加えまして破砕機の貸し出しをして、この17%の枝の処理について資源化を図るという形をとっております。そういうことを愛川町ではしておりますけれども、これについてお伺いします。

また、紙については、愛川町の場合、紙類が40%に達しております。これにつきましても、資源化を目指して17年度から紙のステーション回収モデル地区を2カ所つくりまして、それによってこの40%のごみの減量に向けて進めていこうというふうな考え方で進めております。これが軌道に乗りますと目標達成にもつながるのではないかなど、こんなふうにも考えておりますが、先ほど申し上げました各市町村、そして組合での減量化・資源化についてのお考えをお伺いいたします。

以上です。

加藤秀夫事務局長 まず、減量化・資源化はそれぞれの市町村で行っておりますので、それについてはちょっとお答えしませんが、具体的に組合として取り組んでいることだけを申し上げます。

本年度、構成市町村の廃棄物対策担当課の係長クラス、その職員と組合の職員でごみ処理担当者研究会を設置しております。この中で、減量化・資源化施策、あるいはごみ処理の課題等について研究をしているという状況でございます。

以上でございます。

11番 水越恵一議員 ただいまご説明のありましたこの研究会、それに対する構成メンバーについてちょっとお伺いをいたします。

加藤秀夫事務局長 このメンバーでございますが、まず組合が整備を進めますごみ処理施設を適正な規模とするため、正確なごみ量を算出する必要があります。そこで、その前提条件となる課題につきまして協議するため設置をいたしました。

メンバーでございますが、構成市町村の係長クラスのメンバー、それと組合で組織しております。人数につきましては、厚木市が4人、愛川町が3人、清川村2人、それに組

合が4人ということで、13人で構成しております。

以上でございます。

11番 水越恵一議員 それについて、会議の回数はどのくらいになりますか。

加藤秀夫事務局長 今年度は11月と2月の2回開催をしております。

11番 水越恵一議員 会議の内容がわかりましたらお教えてください。

加藤秀夫事務局長 これからつくります広域施設へ搬入できる可燃ごみを明確化しなくてはいけないということで、資源化するものはどういうものか、また処理できないものはどういうものか、あるいはごみの分別区分の統一、それに収集日数ですとか収集日、あるいは排出規格などの収集運搬に関する課題等について研究を行っているという状況でございます。

以上です。

11番 水越恵一議員 この会議が11月と2月に行われていること、そして可燃ごみが資源化にどのようなになるかというのが内容であるという今お話でございますけれども、これに対する課題点がもしありましたらお教えてください。

加藤秀夫事務局長 先ほど水越議員さんが言われましたとおり、やはり紙ごみが非常に多いということなので、紙ごみの減量に向けてさらに努力をしていただきたいということでございます。

以上です。

11番 水越恵一議員 組合の事業について、懇話会があるとお聞きしているのですが、これの説明をお願いいたします。

加藤秀夫事務局長 実はこの事業につきましても本年度立ち上げたものでございまして、まず、その目的でございますが、組合が実施する事業の情報提供を図るということ、それから事業の透明性を確保するため、住民の意見を聴取し、円滑な事業遂行の一助とするということを目的に立ち上げました。

これにつきましては、3地区から公募者6人、それと環境問題にかかわる団体等から6人、合計で12人でございます。厚木市が6

人、愛川町3人、清川村3人、合計で12人ということで構成されております。

内容につきましては、第1回目を12月に開催いたしましたけれども、このときには基本計画についてご説明申し上げました。そして2回目は2月、先月に行いましたけれども、ちょうどごみの組成分析調査を行っておりますので、その中間報告をさせていただきます。

なお、詳細につきましてはホームページに掲載しております。

以上です。

11番 水越恵一議員 このごみの処理については、ただいま説明ありました担当者研究会、そしてまた懇話会、これが基本になると思います。そういうことで、この会の運営と、それからその結果に期待をしております。

続きまして、ごみ焼却施設の稼働時間につきましてお尋ねをいたします。

先ほどの説明の中で、ダイオキシン類の発生防止等のガイドラインという形の説明がありましたが、これについて説明をお願いいたします。

加藤秀夫事務局長 先ほど管理者がご答弁申し上げましたダイオキシン類発生防止等ガイドライン、これでございますけれども、平成9年1月に策定されましたガイドラインでございます。ここでは、ダイオキシン類の排出濃度を0.1ナノグラム以下にし、運転につきましては全連続式焼却施設を整備するということが定められておりますので、先ほどご答弁申し上げましたように、全連続式ですので1日24時間稼働をするという考えでございます。

以上です。

11番 水越恵一議員 わかりました。ダイオキシンは温度が下がると発生すると言われておりますので、24時間稼働がベターであろうと、こんなふうにも考えております。

次に、不燃残渣の想定日量及び有効利用物を除く溶融スラグ等の想定日量の件につきましてお尋ねをいたします。

その溶融スラグの利用の方法、どんな形に

利用されるか、お尋ねをいたします。

加藤秀夫事務局長 溶融スラグの利用でございますけれども、よく公園等の外側というんですか、遊歩道に使っておりますインターロッキングブロック、これら、あるいは路盤材、これについて今研究をいろいろ進めておりますので、これらをつくっていききたいというふうに考えております。

以上です。

11番 水越恵一議員 わかりました。

それでは次に、中間処理施設、最終処分場の建設地についてお尋ねをいたします。

以後の計画されている日程についてお伺いいたします。

加藤秀夫事務局長 先ほどもご答弁申し上げましたけれども、現在、用地につきましては、厚木市及び清川村で抽出作業中でございます。間もなく抽出されたものが組合に届くと思いますので、組合に届きましたら、その時点で指名選考委員会を開き、入札を行います。

それで委託調査を行うわけですが、その調査が終わった段階で、またそれぞれの市、村へお返しをいたします。そうしましたら、そこで、厚木市あるいは清川村で十分検討されると思いますので、最後は絞られた形で組合の方へ出てくると思います。そこで再度組合の方でも十分協議・検討を重ねまして、地権者の方の交渉に行くというスケジュールを今考えております。

以上です。

11番 水越恵一議員 施設の計画に当たって、安全性、それから環境保全についてどんな調査をなされているのか、お尋ねをいたします。

加藤秀夫事務局長 これから検討資料を作成ということになるのですけれども、その中身としましては、交通量調査ですとか大気汚染、あるいは水質汚濁、土壌調査、それから騒音、振動、それら環境面の調査、それに加え法規制等の調査も行います。さらには安全性、経済性の関係で、進入道路の検討ですとか道路のアクセスの問題、あるいはそこへ入っていく工事費等、これらの調査を全部現地

で行うのではございませんで、机上になってしまうかもしれませんが、そのような調査を行っていく計画であります。

以上です。

11番 水越恵一議員 今現在、愛川町にありますプラントも、私の家から直線距離にして300メートルぐらいのところにあるわけでございます。やはりいろいろの施設については、私たちの近くにある施設とは違って、今の場合の方が、規制、あるいは住民の感情、いろんな面でシビアな点があると思いますので、この点についても十分な配慮のもとに、地域の住民の方々の意向を十分に酌んでいただきまして、この事業を進めていただきたい、こんなふうを考えております。

いまだに私どもの方の施設に対して、地域の方々の意見は反対もございましたし、賛成の方もいらっしゃるわけですが、その辺をよく吟味し、理解を示しながらの事業の進展、実行に移っていただきたい、こんなふうにも考えております。

次に、交付金制度に変わって施設建設に及ぼす影響についてでございますが、循環型社会形成推進交付金を受けるためには、今後、組合が整備する施設を循環型社会形成推進地域計画に位置づける必要があるという先ほどの説明でございますけれども、この計画を策定するに当たってのスケジュールについてお尋ねをいたします。

加藤秀夫事務局長 ただいまスケジュールの件のお尋ねでございますけれども、今後、組合におきまして、厚木愛甲ごみ処理広域化基本計画に基づきまして、循環型社会形成推進地域計画のまず素案を作成いたします。その素案が作成できた後に、循環型社会形成推進協議会というものの設置が義務づけられておりますので、それを設置して、計画案についてご検討いただく。それでその後に、地域計画、今度は成案を進めていく、このような状況になっております。

11番 水越恵一議員 ただいまご説明の循環型社会形成推進協議会、この協議会はどのような形の構成員になっているのか、お尋ねいたします。

加藤秀夫事務局長 これにつきましては、現在示されておりますのは、まず環境省の職員を1名入れるということです。それと県の職員、それと市町村の職員に学識経験者等でございます。

以上です。

11番 水越恵一議員 新しく循環型社会形成推進地域計画を策定する必要が生じたということについて、平成24年の共同処理開始目標年度、これを達成するのが大変厳しい形であろうかと、こんなふうにも考えます。この目標年度の見直しを行うというふうな考えがあるのかどうか、お尋ねいたします。

加藤秀夫事務局長 この件につきましては、必要に応じて見直しの検討があらうかというふうにも考えております。

以上です。

11番 水越恵一議員 この目標年度を見直しという形になりますと、総体的な事業が変化をするということになるわけですから、それにはやはり、先ほどから質問しておりますいろんな面にも影響を及ぼすわけです。この辺については今後の課題として、私たち議員としまして、その成り行きについては前向きに考えていく必要があると、こんなふうにも考えます。

山口巖雄管理者 今見直しが必要という局長からの話。もちろん見直すべきときは見直さなければならぬですけども、私どもは、見直しありきという考え方で進む気はございません。あくまでもその目標年次に向かって最善の努力をしていく。

しかし、これだけの大きな事業ですから、何がどういう形の中で地域の皆さん方のご理解をいただいたり、あるいは経済的に、あるいは社会的にどういうことが生じるかわかりません。そういったやむを得ないときにはいたし方ないかもしれませんが、あくまでも我々は目標年次に向かって進んでいくという概念は失ってはいけないと、私はそう思っております。

11番 水越恵一議員 わかりました。

それでは次に、交付金制度に変わって、今後、施設の建設に与える財政的な影響がどの

程度あるのか、この辺についてお尋ねをいたします。

加藤秀夫事務局長 この件につきまして、現在、環境省におきまして交付金の交付要綱の整備を進めているところで、詳細な事項につきましては今後明確になってくると思っておりますけれども、まず一例としまして、ごみの焼却場の建設、これにつきましては、基本計画でもお示しのとおり162億5000万円、これをもとに国庫補助金を計画しております。これで比較をいたしますと、交付金の額は3分の1に減りますので、18億円程度減額ということが想定されます。

以上です。

11番 水越恵一議員 当然この18億円の減になるということは、各自治体の方に影響があるというふうに理解をするのか、交付金以外の何かほかの手だてがあるのか、この辺についてお尋ねいたします。

加藤秀夫事務局長 今回の交付金制度につきましては、廃棄物処理施設の建設に必要な、例えばアセスの関係、環境影響評価に要する経費、あるいは建設用地の測量あるいは地質調査、これらも交付対象になりますので、その分については補助金よりはふえるというふうに思っております。

以上です。

11番 水越恵一議員 わかりました。まだこの事業が私たちに付託されてから間がないので、順次またその都度質問はさせていただきたいと思っております。

国庫補助金より交付金の方が低くなってしまふ、3分の1になってしまうという原因については、おわかりでしたらお願いします。

加藤秀夫事務局長 実は国庫補助金自体の率は25%で3分の1より低いわけですが、この厚木市あるいは愛川町につきましては公害防止計画策定地域に指定されておりまして、この分のかさ上げがございました。その関係で、50%まで行かないのですが、約49%ということでございますので、これと比較をいたしますと、やはり補助金の方が高くなったということでございます。

以上です。

11番 水越恵一議員 それでは今、交付金制度に移行するわけでございますけれども、この制度になって新しく交付金の交付を受ける対象になるような事業がこのほかにあるんでしょうか。

加藤秀夫事務局長 先ほど申し上げましたように、アセスの経費ですとか、測量あるいは地質調査等が交付対象になるということでございます。

以上です。

11番 水越恵一議員 次に、エコループの関係でございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、山北の方では、賛成という方たちもあるでしょうし、それから反対の団体もできたというふうなことが報道もされておりますけれども、このエコループ構想の現状についてご説明をお願いします。

山口巖雄管理者 このエコループ、県民、あるいは各自治体も非常に大きな関心を寄せているというのが現実でございます。私も、いろいろとかつての県議会当時のルートを使いながら、あるいはここにもこういう資料をいろいろ取り寄せて、表の資料じゃない形の中でいろいろと情報取りに……。

ということは、神奈川県下でこうした組合施行事業の最も先進的なのがこの私どもであると。一番先にこの問題に影響してくる。同時に、どのような形で我々管理者としてその方向性を間違えないようにしていくかということは、常に情報をとって、そして的確な判断をしていかなきゃいけないということで、私ども、知事とも、あるいは森田部長ともいろいろ、激論をするくらい語り合うのですけれども、なかなかつかめないというのが現実です。どういう状態になっていくのか、どの程度の事業費がかかっていくのか、あるいはどの程度の各自治体負担がかかっていくのか。これが本当にできるのかできないのか。

現実には、例えばエコループは22年を目標にしているんですけれども、耐用年数がみんな違うんです。ですから、参加するのに時間的な差異というのが十分生まれ出てまいりますので、全体像の中ではなかなか見えない。ど

れだけの行政がそれに参加するかというようなことも読み切れないというのが現実だろうと、そんなふうに思いますし、今出されている仮定の数値からいっても、私どもとして、今の数値でいくととても、我々がこの事業のままやっていった方がメリットが高いのではなからうかな。そういうふうな計算も数字的には出てこようかと思しますので、私どもは、このエコループをしっかりと横目で見ながら、心にとめながら、肅々とこの組合の施行をやっていくことが何よりも賢明であろうと、そのように受けとめております。

11番 水越恵一議員 今管理者の方からご答弁いただきましたけれども、3月16日の新聞には、県も出資について前向きであるというお話なんですけれども、この辺についてちょっとご答弁をお願いいたします。

山口巖雄管理者 実はこの言葉も、市長会正副会長、あるいは町村会正副会長、知事を含めた県の幹部と来年度の予算編成の問題の中でお話し合いをしたときに、私が徹底的にこの問題を知事に、何で施政方針の中に入れていないんだと。あなたが一言、施政方針の中に入れてくれるならば、我々も心寄せるところ大である。なぜなんだということだったんですが、そのときには、とても入れられませんということでしたけれども、今回も内容的によく読むと、すべての行政体がそこを認知したという形になればということが、原則論がそこに入っておりますので、言葉きれいに彼は語っているのかなというふうに私は受けとめておりますので、これだけに我々が心を寄せていくと、さて現実はどうなってくるかということも十分念頭の中で精査していかなければならぬだろうと、そんなふうに思います。

11番 水越恵一議員 いろいろと聞くところによりますと、このエコループがいざ操業という形になった場合には、各市町村に対する負担といたしますか、どこまでがという守備範囲が相当各市町村に回ってくるというふうにも聞いております。この辺について、このエコループ構想について、構成市町村であります3市町村の役割の分担についてはどのよ

うになるのか、お願いをいたします。

山口巖雄管理者 こういう議会でございますので、想定論争というのは控えるべきではなからうかというふうに思います。ご質問に対しては、ひとつご容赦願いたいと思います。

11番 水越恵一議員 今のご答弁の中のように、このエコループについては、なかなかまだわからない点といたしますか、疑問点がたくさんあると思います。やはりトップになっている方の関係もあるでしょうし、それから今のご答弁のように、県でもこれについては一応のスタンスを置きながらも考えようということなんでしょうけれども、先ほどの管理者のお話のように、これとはまた別に、この3市町村の組合については前向きに進めていく必要があると、このようにも考えますし、また、その担当をお願いしております厚木市、そしてまた清川村の議員諸公にはいろいろとお骨折りかける形になるかと、こんなふうに思います。私たち愛川町の方は、ただそばで見ているということではなく、この組合全体としましていろいろと前向きに、その計画年度に上がるような形をとっていくのが私たちの形でもあろうと、そんなふうにも考えております。

まだいろんな事態にはなっておりませんので、質問はこの程度にとどめたいと思います。これからもこの組合が円滑な活動ができますように考えながら、質問を終わります。ありがとうございました。

久崎教生議長 では、ここで10分間休憩いたします。

午前10時40分 休憩

---

午前10時50分 開議

久崎教生議長 再開いたします。関戸順一議員。

3番 関戸順一議員 おはようございます。通告に従い、質問させていただきます。

今議会に提出された補正予算案では、厚木市、清川村をお願いしてありました廃棄物各処理施設の建設候補地選定が現時点においてもまだ選定されないために、16年度中に予

定された広域ごみ処理施設建設用地検討資料が作成されず、その業務委託予算600万円も繰り越され、環境影響評価実施計画書及び施設敷地内建物等配置計画書作成予算2006万6000円も減額補正されることとなりました。

残念ながら、最初の一步から計画が遅延してしまっただけでなく、このことによって、今後の事務執行はどのようなスケジュールになってくるのか、質問させていただきます。後ほど審議される補正予算が円滑に審議されるためにも、詳しくご説明いただきたいと思っております。

次に、組合議会定例会は年2回に限られた中、今回は補正予算が専決処分の承認という形で議会へ提出されましたが、今後、組合によるごみ処理事業が始まる前段階で、構成市町村はもとより市町村の合意が最重要だと思われる施設建設用地等を決定すべき時期に、管理者が専決処分をし、議会も十分な審議をせず承認をするということは、大いに問題があると考えます。

さらに、その決定段階では条例案でも予算案でもない場合が多く、一般質問も許されないために、臨時会の招集もされず、市町村からは、何のための議会なのかと素朴な疑問が起こることも考えられますが、議会招集者である管理者はどのようなお考えを持っていますか、質問させていただきます。

また同様に、新たな事務スケジュールの中で、建設候補地地権者、周辺住民及びその他市町村への情報開示はどのように行っていくのか、質問させていただきます。

以上、明快なご答弁をよろしく願います。

山口巖雄管理者 ただいま関戸議員から、環境施設建設について、建設候補用地選考のおくれによる影響について、選考がおくれたことによって事務執行の新たなスケジュールはどのようなものかとお尋ねでございますが、建設候補用地におきましては、現在、施設を受け持つ厚木市及び清川村に抽出をお願いしているところでございますが、今後の用地選定に当たっては、十分な協議と慎重な検討をまいりたいと考えておりますの

で、スケジュールにつきましては、必要に応じて内容的な見直しの検討があるかと思っております。

次に、定例議会以外の組合議会開催は必要となるのかとお尋ねでございますが、組合議会定例会につきましては、厚木愛甲環境施設組合議会の定例会の回数に関する条例及び厚木愛甲環境施設組合議会定例会規則におきまして、毎年2回招集し、開催月は3月及び8月で、特に必要があるときは、これを変更することができるとしております。今後、事業の進捗により、必要に応じ臨時会及び全員協議会等を開催してまいりたいと考えております。

次に、建設候補地地権者や周辺住民及び市町村への情報開示はどのようになるのかとお尋ねでございますが、組合において建設候補地が決定次第、施設を受け持つ厚木市及び清川村と組合が連携して、地権者、周辺住民への説明会や用地交渉を進めてまいりたいと考えております。

なお、市町村への情報開示につきましては、事業の進捗状況を見据えながら、その方法等につきまして構成市町村と研究してまいります。

以上です。

3番 関戸順一議員 ありがとうございます。

今回、構成市町村による用地選考がおくれて、そのことによって事務執行のスケジュールがどのような影響を受けるかというのが今回の質問の主題ですけれども、そのスケジュールも、遠い先のことではなくて、向こう1年、すなわち平成17年度内に起こるだろうことについて細かくちょっとお聞きしたいと思うんです。

まず最初に、過日の議会全員協議会では、その時点で厚木市並びに清川村から候補地のご提示ということはまだないということでしたけれども、それで全員協議会では年度内には必ずありますというご答弁でしたけれども、きょう時点で、もうそのような候補地の提示はあったんでしょうか。

山口巖雄管理者 今関戸議員からお尋ねが

ございましたけれども、この問題については管理者から、速やかにそういうご提示をいただくように、厚木市並びに清川村の方をお願いしてまいりたい、そんなふうに思います。

加藤秀夫事務局長 きょう時点はございません。先ほど全協のときには、4月に入るのではないかというふうに、私、お答えしているつもりです。

以上です。

3番 関戸順一議員 わかりました。いずれにしても、きょうあったとしても新年度と何ら変わらない、新年度からということですね。

山口巖雄管理者 誤解があるといけませんからお話しするんですけども、今局長に、4月にそういう場所の選定されたものが提出されるというふうに全協でお話ししたのかというふうにお話ししたら、そういった問題ではないということでございますので、候補地については該当する厚木市あるいは清川村にゆだねておりますので、その時期はそれぞれの行政がそれぞれの形の中でより検討し、組合としてもご承認いただけるような、そういった候補地をしっかりと精査しながら、おくれのないように最大限速やかに出るように、管理者としてはご要請をしていくということの趣旨については、誤解のないようにしておいていただきたいと、そんなふうに思います。

3番 関戸順一議員 わかりました。では、これは確かに候補地は最終的に1カ所に絞るところ辺まで厚木市と清川村というふうにお聞きしておりますけれども、実はそれ前に複数候補地を挙げていただいて、その複数候補地を調査する予算は組合の予算600万円で行いますから、したがってお聞きしているんですけども、くどいようですけども、これはもう4月中に、いや、複数ではないかもわからないけれども、複数候補地のご提示はあると考えていてもよろしいのでしょうか。

山口巖雄管理者 今申し上げましたように、この問題は非常に大きな問題でございます。私は管理者という立場でお話しするんで

あって、一行政体の長としてお話しするのではなく、ぜひその辺のところは、進め方、そして取り組み方、また地域での数々の課題点、問題点をお互いに十分語り尽くしていかないと、安易にこういった何力所こうですよということは、当該管理者がお話しすることは難しいだろうと。この辺のところは、組合と行政との違いというものにはぜひご理解いただかないと、理想論ではなかなか前へ進まないということもぜひご認識賜りたいと思います。

3番 関戸順一議員 わかりました。理想論というよりも、先ほどの質疑の中で管理者も答弁されていましたが、後寄りの目標年次が決まっておりますのでね。おくれのないにこしたことはないけれども、また、おくれたにしても限度があるという、そういう心配が当然あるわけですね。

これだけ質疑していても時間だけとられてしまいますので、仮に、本来なら16年度中にご提示されなければならなかったのが、きょう現時点ではない。したがって、新年度になるだろう。でも、やはり新年度早々、4月中旬くらいにはご提示していただけるのではないかと期待のもとで、それに調査をかけるわけですけども、その調査予算は、今回繰越明許をする600万円を使ってやられるんですけども、これも全員協議会では、その600万円という予算は、最終処分場4カ所、中間処理施設4カ所を最大限調査するに足るだろう調査予算だとお聞きしております。

実はこの600万円という数字は非常に微妙な数字でして、組合の規程第2条には、これは入札指名のことでですけども、設計金額が300万円以上の場合は入札者指名選考委員会を開催するという決めがあるわけですけども、例えば組合が想定する4カ所4カ所が提示されれば、多分設計金額も600万円くらい、見積もりとそんなには狂わない金額になるでしょうけれども、これを例えば最終処分場として1つの業者、また中間処理施設として1つの業者に発注した場合、しかも4カ所を下った数になった場合、これは300万円を下回るわけですね。言っている意味はご理解

いただけますよね。そうした場合に、この入札者指名選考委員会の開催もなしということになりますか。

山口巖雄管理者 この辺のところも、組合と、そして組合議会があるわけです。組合の姿勢として、施政方針としてそういった形をとっていく。しかし、それにお願いをしていくそれぞれの行政体なら行政体の立場がございいますから、今4カ所5カ所と言われても、必ずしもその4カ所の候補地が得られるかどうか、1カ所になるか2カ所になるか、これも行政体が抽出されることであって、我々はお願ひする立場でございますので、その辺のところはご理解賜りたいと。

3番 関戸順一議員 管理者、私の質問をよく聞いていただきたいんですが、だから今の問題は、入札者指名選考委員会が開催されるか否か。4カ所4カ所だったら、しかも1つの業者への発注を想定すれば選考委員会は開催されます。しかし、中間処理施設と最終処分場と例えば分けたりして4カ所以下だと、入札者指名選考委員会はとりあえず規程上は開かれなくてもいいということになりますけれども、そういうことでよろしいですかという確認をさせていただいたんです。

加藤秀夫事務局長 組合の方といたしましては、両方一緒にかけるというふうに考えております。

3番 関戸順一議員 わかりました。そうすると9割方はここで入札者指名選考委員会があって、一番早ければ4月中にそれぞれ自治体から候補地をご提示されたら、早ければ4月中に入札者指名選考委員会を開催して業務委託発注できる。そうすると、おくれもさほどではない。既に1年おくれましたけれどもね。でも、そういった中で若干の安心感は得られると思いますが、昨年予算を計上されて今回繰越明許される600万円の建設用地検討資料作成業務委託ですけれども、これは発注したならば、おおよそどのぐらいの期間を経てその資料が作成され、報告されてくるものなんでしょうか。

加藤秀夫事務局長 およそ3カ月かかるというふうに想定しております。

3番 関戸順一議員 わかりました。そうすると、何度も言いますが、4月中にこの前段階の2つのアクションが起こされた場合には、7月に検討資料ができてくるということになります。そうすると、そこで.....。

山口巖雄管理者 今関戸議員のお話を聞いていると、想定論でお話しされると、何かそのままスケジュールが行くかのごとくのお話になってきますと、じゃ、例えば厚木市の行政体としてこの施設は受けられるかといったら、とても受けられないという言葉が返ってくると思いますよ。

私どもは今施設組合の議会でお話ししているわけですから、それぞれの行政体が4月、7月というふうな形で 組合でお話しになるのは大いに結構でございますけれども、それぞれの行政体なら行政体の立場がございいますので、その辺のところは発言にもうちょっとご容赦賜りたいと思います。

3番 関戸順一議員 議長、ちょっと議事整理してください。管理者に今お聞きしているのは600万円、組合のことを聞いているんですよ。各行政体のことを聞いているんじゃないんです。600万円というのは組合の予算なんです。

山口巖雄管理者 私が言っているのは、いや、その予算のことはいいんですよ。今関戸議員がおっしゃるのは、4月に出ますね、そうするとこうなりますね、7月になりますねというスケジュール、タイムをしっかりとお話しになるから、それはそれぞれの施設を提供してくださる行政体にお話を聞いてみなきゃわかりませんよと。そのようなスケジュールにどのようなことが出てくるか、我々は先ほどからお話しするように速やかにご提出をお願いしますと言っていることであって、予算とはまた違った意味合いがあるので、ひとつご理解賜りたいと思います。

3番 関戸順一議員 ですから、4月にその前の2つのアクションが起これば7月になる。それが5月になってしまえば8月になる。6月になってしまえば9月になるという客観的な物理的な時間をお聞きし、確認させていただいたわけですね。当然これは5月に

なれば1カ月ずつずれてくるわけですよ。でも、業者の場合は、発注する場合に3カ月といたら、それが4カ月、5カ月、6カ月になるということは契約上非常に考えにくい。

ですから、もしそれに抵抗があるなら、逆にいつでもいいです。最短で7月ということが今見えてきました。だけれども、また何らかの不測の事態が起こったりして、それが8月、9月、10月になることもあり得ます。しかし、最短では今7月ということがわかりました。次にどういうことが起こるかといいますと、調査資料が出てきた、そうすると、それを今度、清川村と厚木市へ戻すということによろしいでしょうか。

加藤秀夫事務局長 そのとおりでございます。

3番 関戸順一議員 わかりました。

その次に起こることは、環境アセスの中でも通常前アセスと言われているものをやらなきゃいけません、この予算も昨年とってありましたけれども、ちょっと候補地が上がってきませんでしたから減額補正して、組合にあっても、後ほどの補正予算で減額補正案がもう既に出ていますね。議決されるかどうかあれですけども、出ています。

そうすると、一番最短で7月ないしは8月にアセスが発注できるわけです。そのときに組合にはお金がないんです。それぞれの構成市町村議会も次は6月ですね。その次は9月ですか。そうすると、6月の補正ではまだ今の候補地が決まっていない。9月でもひょっとしたら決まらないかもわからない。そういったときに、しかしながら構成市町村のご事情、その議会の事情もあるんでしょうけれども、組合としては一刻も早くその予算を歳入補正しないとアセスを発注できないという問題が起こりますけれども、この辺は、組合として歳入補正を6月とか9月とか、何らかの想定はしているんでしょうか。

山上 勇副管理者 年度内に予定どおりいなくて新年度に持ち越しそうだという状況はおっしゃるとおりなんです、新年度以降も、今既定事実というか、積み上げ方式でいろいろくぎを刺されるような発言があるんで

すが、これはもう候補地を決めること、そして両者、両者というのは市・村行政と組合とで事前に十分にお話をされて、これならいけそうだという見きわめをやることも非常に大事で、時間もここでいつまでということとはなかなか申し上げられないようないろんな要素を包含しているというふうに理解しております。

そういう中で、当然今言うように非常に順調にものが進んだ場合は、しかるべき時期にそういったアセスの予算も必要だということになります、そのためには、十分な時間と考え方を整理して、少なくとも両者が一致して、これなら何とか地域の方々にもいけそうだとことを十分見きわめた段階でそういった予算措置をやっていくということで、それが6月か9月かということはまだ、そこまでここでご答弁申し上げるのはいかがかと、こういうふうに考えております。

以上です。

3番 関戸順一議員 ここでは、県条例に定められているアセスというのは実施計画書の作成までですけども、業務委託してからどのぐらいの月日、時間を想定していらっしゃいますか。

加藤秀夫事務局長 県の前段階のアセスのことだと思うんですけども、これもやはり3カ月はかかるということです。

3番 関戸順一議員 わかりました。そうすると、17年度内に実施計画、要するに県条例に定められた通称前アセスと言っているものを完了させるには、逆算すれば12月には発注しないと、17年度内にもアセスができないということになりますよね。そういう理解でいいですか。

山口巖雄管理者 アセスの問題は、もう関戸議員十分ご存じだと思いますが、最初の調査は3カ月かもしれないけれども、アセスの許可が出るのには1年、1年半はかかると思っただけかなく、なかなかそんな簡単に出ないと思います。いろいろ段階を詰めていきますから。例えば森の里の日産を1つの例に出しても2年かかっております。これも結構ピッチを上げてやってきているわけです

けれども、やっぱり相当時間がかかるということは、ご認識をしておいていただかなければ無理だろうと、そんなふうに思います。

3番 関戸順一議員 いや、私がお聞きしているのは、アセスアセスといっても前アセス、県へ提出する実施計画をつくるための本アセスではないアセス。

何でそういう言い方をしたかといいますと、16年度中にそこまでやる予算を組合としては見積もったわけです。議会も通ったわけです。それができなかった。じゃ、17年度中にやるには、今申し上げたように、ことしの12月には発注しなきゃ これは単純な足し算、引き算です。12月には発注しないと、去年度中にやろうとしたことが17年度中にもできないということになってしまうわけです。

実は別にそんなことが言いたいわけじゃなくて、本題ですけれども、当組合議会の定例会というのは年2回しかありません。3月と8月。しかし、この候補地決定という、市町村民合意、もちろん議会合意、それから当たり前のことですが構成市町村の合意が必要だという入り口段階での一番重要なことがこの段階で動くわけです。だけれども組合議会定例会は2回です。そうすると、管理者の専決処分ということがその間に起こっちゃいますから。事務執行が定例会にタイミングよく合っていればその限りではないでしょうけれども、そうでない場合、ちょっとずれたりすると、専決処分ということになってしまう。

しかし、私はそれは最大限に避けるべきだと思うんですね。

当然その段階では、いいことに、組合議会としてはアセスをかけるための予算を歳入補正をしなきゃいけませんから、したがって、これは専決もできますけれども議決要件ですから、臨時会を開くことができる。だけれども、管理者は先ほどからやはり相当気遣いされているなという。候補地とか、そういう刺激的な問題が伴ってきます。それをやはりこの段階では、まだ選考の段階では、市町村民に必ずしも無抵抗にオープンにするというのは私もいかがかと思います。そういった意味

では、臨時会をぜひ開催すべきだとは思いますが、その手法も、議長にお願いして秘密会というような形で、とにかく専決処分なんていうことであってはならないというふうに思いますけれども、議会招集権は管理者にありますから、その辺のお考えをちょっと確認させていただきます。

山口巖雄管理者 先ほどもご答弁申しましたように、これは重要かつ緊急である、同時に議員の皆さん方のご意見をということならば、全協もやりますよ、臨時議会もやりますよ、こう私はお答えをしているわけであって、もう2回しかやらないということではなくて、特にこうした3行政体、3市町村民が最も心の中で感じておられる、また関心をお持ちの内容については、我々管理者の中でもよく相談をし、これは議会の声を聞かせていただく。そういった形の中で、時には議長の方に議会の開催のお願いをすることもあってもいいし、全協という形で十二分にまた皆さん方にご討議、あるいはご説明できれば、そのレベルであればそういった形をとらせていただくと。あくまでも皆さん方議会の軽視するという考え方はございませんので、ご理解を賜りたいと思います。

3番 関戸順一議員 ありがとうございます。きょうの質問の一番いただきたかったご答弁というのは、実は今管理者がおっしゃってくださったことなんです。

議会軽視なんていうのはもともと管理者の方にはないと信じておりますけれども、例えば候補地を決めるという案件は議決案件じゃありませんから、理事者の問題ですから。ただ、それは十分な議会審議を尽くそうと思ったら、予算案か条例案にするしかないわけですね。ほかにもちょっと方法はありますけれども、通常、条例案か補正案にしなれば臨時会も開く理由がなくなってしまうわけですね。そうすると、タイミングとしては歳入補正をするとき、これは予算案ですから、それを専決処分という感じではまずいのではないかなと。

今回も実は専決処分を提案されていますね。このときも今回もそうでしょうけれど

も、その専決処分の内容は、補正で金額を減額するの、また云々ですから、これはそのことだけが議会で、ましてこのような目的のもとに開かれている議会で最重要とは思いませんが、その段階では、その時点では、600万円の予算を使われて、複数箇所の調査段階ができてきますからね。そういう機会を通じて、私たちもそのご説明を受けることができるし、またそこで質疑ができる。そういった意味では、ぜひ専決というのを避けていただきたい。

これはほかの議員の皆さんのご意見も聞かなきゃいけませんけれども、全員協議会という手だてもありますけれども、全員協議会の場合は会議録ができません。それと基本的に公開されていません。臨時会でも事と次第によっては公開しないと判断する方がいい場合もありますけれども、そういう意味では、固執するわけではないんですけれども、そのタイミングではぜひ臨時会を、定例会にかかれればいいですけれども、かからなければ専決処分というのはやめていただきたいなと思います。

よく専決処分の理由に議会を招集するいとまがなかったといいますけれども、今回この補正の専決処分に関しては同じ理由が言われております。議会を招集するいとまがなかった。しかし、考えてみれば、これも確かに2月、3月辺には構成市町村も議会があったり、議員のみならず管理者の皆さんもそれなりに多忙な時期でもありますから、なかなか難しいというのがありますけれども、今回の補正というのは、先ほどありましたように、アセスに3カ月、調査に3カ月かかるという段階で、去年の暮れに候補地が提示されていなかったら、もうその時点で確定してしまっていたわけですよ。そうですね。例えば年あけ早々に発注したって年度内にできてきませんから。そうすると、12月末にもう確定していたのに、1月だって招集できたではないかという話にもなってしまいうんですね。

しかし、このことは、後ほどの議案でもありますから、いろんなご意見が出るかも知れませんが、私自身としては、特にこれはも

うやむを得なかったな、ただ単に選考がおくれた、そのことによって予算執行ができなかった、その減額補正なり繰越明許ですから容認できます。しかし、次に起こるだろうアセスの歳入補正のときは、ぜひとも、くどいようですけれども、臨時会。管理者はご答弁でやるとおっしゃってくださいましたので、安心しております。

久崎教生議長 ちょっと待ってください。ちょっと議事整理させてもらいますけれども、今、関戸議員の質問はかなり想定論争になっていますので、もう少し想定ではなくて……。こうなるだろう、なるだろうというのは、これは関戸議員の1つの考え方の中ですから、その辺は整理された方が……。私はこの議会の運営上、想定だけでどうだ、どうだという質疑というのは、ちょっと一般質問では受け入れられるお話ではないと思いますので、そこら辺をあわせて答弁をお願いします。

山口巖雄管理者 今のお話の中で開催を約束したというご発言がございましたけれども、議会でございますので、一般のときでしたら別ですけれども、先ほど私がお話したのは、管理者として、これは緊急かつ重要なことだと判断したときには臨時議会を開催していただくように議長にお願いしますよということであって、一つ一つの項目について、これは議会を開催していただくということは私は申し上げていないと思いますので、誤解のないようにしておいていただきたいと思います。

3番 関戸順一議員 次に、そういう内々の作業がありますけれども、実施計画書を県へ提出しなきゃいけません。もちろん早ければ早いにこしたことはありませんけれども、組合の事務執行スケジュールとして、要するに、目的年度に施設を稼働させるということから逆算して、この実施計画書の提出は、最大限いつまでにできれば何とか大丈夫ですか。この目標年次は守れますか。

加藤秀夫事務局長 今も先の話に進んでおりますけれども、あくまでもその実施計画をつくるには、まず地元の了解を得ませんと、

とてもじゃないですけども入っていきません。ですから、今若干おくれはしておりますけれども、いつまでということはちょっと申し上げることはできません。

以上です。

3番 関戸順一議員 わかりました。ということは、今のご答弁から言えることは、アセスは終わったけれども、その結果をもって直ちに県へ実施計画書提出ではなくて、その間に、今地元という言葉が使われましたけれども、ある程度地元で打診をするということですけども、その前に地元というのは、大きく分けますと地権者、周辺住民、市町村民というふうにありますけれども、その際地元というのは地権者と周辺住民のことですか。

加藤秀夫事務局長 そのように想定しております。

3番 関戸順一議員 わかりました。そうすると いや、もう1つ大切なことは、アセスが終わった直後、実施計画書提出前、実施計画書案段階で打診されるのは、地権者は当然だと思いますけれども、いつも難しいなと思うことですけども、この場合の周辺住民というのはどういう想定でしょうか。

加藤秀夫事務局長 厚木市の場合、まちづくり条例がございまして、まちづくり条例の場合は、その建物の近辺を近隣、そのさらに外側を周辺という言い方をしております。それとあと都市計画法の関係では1キロ圏内というような言い方をしておりますので……。

3番 関戸順一議員 県条例上の……。

加藤秀夫事務局長 条例上は特に規定がございませんので、都市計画法上の約1キロというのを想定しております。

3番 関戸順一議員 実は、何のときもそうですけども、その1キロ1000メートルというのは難しい。1000メートル以内には集落がないけれども、1010メートルのところにはぽこっと集落があるとかね。その辺なんかは厳格に1000メートル適用でしょうか。

加藤秀夫事務局長 それは当然地形にもよるでしょうし、集落があるないによると思いますので、その辺はまだ現実には行っていま

せんので、お答えできません。

以上です。

3番 関戸順一議員 わかりました。そうですね。地形にもよりますし、道路づけにもよりますし、ただ単に距離の2次元の話ではなくて3次元、要するに高低差、山の上、谷底という問題もあつたりしますからね。おっしゃるとおりだろうなと思います。

山口巖雄管理者 ちょっと想定論争を控えていただかないと、誘導質問にあっているような形で、こちらも答えていいのか答えちゃいけないのか、議会軽視にもつながってこようかというふうに思いますので、議案についてひとつよろしくお願ひしたいと思います。

久崎教生議長 先ほど私の方でも関戸議員の方にお話ししたんですけども、想定論じゃなくて、やっぱり今はさっきも言ったように先の想定論になっちゃっていますので、その辺のところはちょっと質問の趣旨を変えていただきたいと思います。

3番 関戸順一議員 想定論じゃなくて、また、管理者が今おっしゃった議案について、何も私は議案なんかは、この後、議案は審議しますけれども、今一般質問ですから、通告について質問させていただいているんですね。今後のスケジュール。今後のスケジュールで確定するスケジュールがありますか。今後のスケジュールというのは近未来のことを言っているんです。近未来でどうやって確定 近未来、あしたのことをどうやって確定質問するんですか、議長。

久崎教生議長 いや、確定質問というより、今ずうっとお聞きしていますと大体、いつまで、こうですか、こうですかという、これは投げかけていられるのは関戸議員の1つの思いだと思うんです。私が聞いていて、やっぱり執行者側としてどういうふうな手順でいくのかという形にはなっていないと思うんです。だから、そこら辺のところを整理していただきたいと、こういう意味で話をしているんです。

3番 関戸順一議員 もう1度言いますよ。実はおしりの日程というのは議会合意を得て決まっているんです。何年にこの施設を

稼働しようという。そこから逆算してくると、この時点では何までができていなければまずいな、この時点までは何までやっていないとまずいな、おくれてもいい許容範囲はこの程度だなという、そういうことを中心にお聞きしているわけですね。スケジュールなんていうのは、いずれにしても近未来のことであって、想定です。想定以外の何物でもない。

だけれども、そこで私たち、悲しいかな、不測のことが多々起こります。そのときには、不測のことが起こったから仕方がないというよりも、やむを得ない理由もあるし、そうでない理由もあったりもしますけれども、そのときにはまたこのような議会の場でも、次、じゃ、ここまでおくれてしまったけれども、どうするのかなということを、議会、理事者はよく両輪で云々といいますけれども、そういう形でやっていかざるを得ないわけですね。ご理解いただけませんか。

久崎教生議長 ここで暫時休憩いたします。

午前11時29分 休憩

午前11時40分 開議

久崎教生議長 再開いたします。関戸議員。

3番 関戸順一議員 ちょっと休憩が入っちゃいましたので質問の脈絡が途切れたかと思えますけれども、先ほどの質問は、要するに、実施計画案段階で地権者と1000メートル以内の周辺住民へ打診をすると。それで1000メートルのとらえ方というのは、そんなしゃくし定規じゃなくて、その場の地形とか諸般の理由によって、県条例にも定めがないし、都計法にならう1000メートルだけれども、その限りではないというご答弁でした。

次に行きますね。そうした場合には、実はこの環境施設に限らず、厚木市でも幾つも経験がありますけれども、この段階が非常にスケジュールとしては読みにくいですね。ひとえにこのことによって、計画がさらに延びてしまうか、順調に組合の目標稼働年次に到達できるかは、実は一番最初の前段階のポイント

がここにあるわけですね。このことが早ければ、17年度中に起こる、いや、できれば17年度中に処理できれば、これは一番理想であります。

だけれども、最悪の場合を想定しておけば、最悪のことで稼働した場合、実施計画というのはいつまでに出せば、組合が決めた最終年次目標を守れるのでしょうか。それを聞いておけば、我々も、ゆとりが持てるというのではなくて、安心できますよね。

加藤秀夫事務局長 その前にちょっと1点だけ訂正をさせていただきます。先ほど1キロを都市計画法と言いましたけれども、県の条例の方で訂正させていただきます。

それと今の問題ですけれども、何と申しましても用地が決まらないことには先には進めませんので、用地が決まり、地権者の了解もとらないと、また地元へもそうですけれども、その段階で実施計画の案、素案ですけれども、そこまで行けないと思うんですね。まずは了解をとる。それからその案をつくり、それをもとに説明へ入っていくという形になるうかと思いますので、何といたっても、まず用地が決まらないことには先へは進まないということでございます。

以上です。

3番 関戸順一議員 いや、もちろんですよ。もちろんですけれども、用地の決定は、それは部外者を入れて決定しませんから。用地の決定はとりあえず理事者で決めることですから。ただ、そこで アセス前段階の比較検討調査資料ができ上がった段階で、各自治体が1カ所に絞る、その間に、各自治体がもしかしたら地権者に打診するんではないかということをおっしゃりたいんですか。

加藤秀夫事務局長 いえ、そうではございません。

3番 関戸順一議員 ですから、ならば実施計画案までは全部、部外者を部外者というのは地権者も含めて、一切入れないわけですから。つまりか、不本意にして長引いてしまうか、スムーズにいくかというのは、実はそこに最初のポイントが来るということがいいですよ。

山口巖雄管理者 その辺の詰めのところは、ある程度その候補地を指定する行政体にゆだねていただきませんか、すべて今のような形というわけにもなかなかいかないのが現実の環境ではなからうかというふうに思いますので、できる限り皆さん方の寛容なる考え方で、もちろんそれぞれのこの施設を受け持つ行政体、厚木市、あるいは清川村においても、あるいは将来、愛川町もそうした形になるわけでございますけれども、その辺の事前のある程度の状況は、行政体として取り組んでおかなければならないことは多々あると思いますのでね。ですから、その辺のところはお互いに相呼吸を合わせるような気持ちで、ひとつご協力賜りたいというふうに思います。

3番 関戸順一議員 いや、今管理者がおっしゃったことは、私も何でそうされなかったのかなと逆に思うんです。どういうことかという、600万円という比較検討調査予算というのを、これは組合の共同処理施設ですから組合で出すのは当然ですし、妥当性があると思いますけれども、そこから自治体へ、1カ所に絞るまで比較検討の予算も組合から出しますからやってくださいと。

そうすると何がいいかという、私は議員ですから議会本位に考えていきますけれども、それぞれの厚木市と清川村の議会で議論することもできるんです。しかし、今これは暗黙の秘密でお願いしているから、厚木市と清川村の議会では審議されないんです。そうするとどうするかといったら、ここでするしかない。だけれども、複数候補地を提示はあるけれども、その複数候補地を1カ所に絞る調査というのは組合の600万円を使ってやるわけです。その資料が出てきたら、先ほどの答弁からすれば、厚木市と清川村へ戻すわけです。

時間がちょっと足らなくなっちゃいましたので、もう今そういうことを議論するときではありませんのでね。もうここまで進んできていますので。

愛川町でも近未来ではこのことが起こるんです。そうですね。先ほども申し上げました

ように、当然この市町村の共同処理施設ですから、組合予算を使って調査するというのは非常に妥当性があるんです。ところが、そのことによって、議会議員の立場、また議会の立場で言いますと、そういう複数候補地を調査して1カ所に絞る作業というのを担当市町村にまた再度お任せしますから、そのときの参考資料をつくるお金は、組合の予算ですから、今は厚木市と清川村でそれが起こっていますけれども、将来、愛川町でもそのことが愛川町議会では議論されないんです、できないんです。わかっただけだと思いますが、そういう難しい問題が起こってしまいます。

私は、意図されたり議会軽視でこのようなことがされたとは、そこまでは当然思いません。が、しかし、結果論ですけれども、議会審議に重きを置かなかった手法であることは間違いありません。したがって、これは理事者と議会が反目するような案件じゃありませんから、議会も、理事者も、市町村民も、一刻も早く安全に安定して処分できる施設を求めているわけですから、そういった意味においても、これからそういう事業の円滑性を確保するためにも、今後、議会審議に十分な時間がとれるよう、そんな配慮もぜひしていただくようお願いして、質問を終わらせていただきます。

久崎教生議長 ここで午後1時まで休憩します。

午前11時48分 休憩

午後1時00分 開議

久崎教生議長 再開いたします。川瀬正行議員。

12番 川瀬正行議員 12番川瀬です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は初めてで、1項目ということでございますけれども、既に2名の議員さんが質問をされています。若干ダブる事項があると思いますが、よろしく願いいたします。

清川村では、最終処分場設置を受け、村民を含めた一般廃棄物最終処分場建設事業清川

村検討委員会を立ち上げまして、いろいろと研究協議をしているところであります。村議会においても、自主的に勉強会を開催し研究しており、多くの議員が最終処分場施設建設に向けた一般質問を行い、村長に、施設の内容、建設予定地選定へ向けた取り組み、そして状況について確認し、いろいろと意見提案もされています。このような中で、村では現在、何カ所かの候補地を選定し、絞り込みをしている状況であるとの説明を受けております。

しかしながら、厚木に建設の中間処理施設、清川村へ建設の最終処分場については、平成16年度から平成18年度で用地の選定、取得の組合の全体スケジュールが組まれている中で、予定内に事業が執行できるのかどうか。中間処理施設、最終処分場のどちらをとっても、建設が出来ることはとても大変なことだと思えます。

現在、厚木市の中間処理施設の延命措置の限界が平成23年と予想され、組合施設の稼働を平成24年としていることから、中間処理施設、最終処分場用地の選定、取得に当たってはどこまで絞り込みがされているのか、予定どおり組合計画年度以内で取得できるのか、現在の取り組み状況を含めてお伺いをいたします。よろしくをお願いします。

山口巖雄管理者 ただいま川瀬議員より、施設建設計画の進捗状況について、中間処理施設、最終処分場建設へ向けた進捗状況について、組合計画では平成16年度から平成18年度にかけて用地選定、用地取得を進めていく予定ですが、現状ではおこなわれているように見えるが、スケジュールどおりに進んでいるのか伺いますとのお尋ねでございますけれども、用地選定につきましては、現在、施設を受け持つ厚木市及び清川村に候補地の抽出をお願いしているところでございます。スケジュール的には、さほどおこなわれているということではないと思っております。今後、用地の選定をいただいた後に、必要に応じて見直しを行ってまいりたい、そんなふうにあります。

以上です。

12番 川瀬正行議員 それでは、若干再質問をさせていただきます。

ただいま管理者の方から、私の質問に対しまして、私の方ではちょっとスケジュールが、昨年の1月から始まったことですので、早目早目にやっていただきたいというふうな感じは受けておりますが、回答では余りおこなっていないよというふうな話でございます。期間的にはあと2年あると思うんですけども、全体のスケジュールの中でできるだけ早く進めていただきたいなと、このように思っております。

先ほどほかの議員さんからも質問があったときにちょっとメモをしておいたのですが、管理者の方からは、目標年次に向かって進めているよというふうなお話もございました。これからは十分な協議をし、必要に応じ内容を検討していくと、たしかそのようなことでしたよね。それで結構だと思いますけれども、1つだけちょっと再質問でご回答をお願いしたいなと思っております。

清川村ですけれども、当村の一般質問の中では村長は、最終処分場の選考発表は厚木市の中間処理施設と一緒に考えていきたいと話されております。総体的に組合の方と話を合わせていきますと、管理者からは各行政にゆだねているとお話です。仮に清川村だけで早く選考していきたいというふうな考えがあった場合に、組合としてはどのように考えていくか、お伺いしたいと思います。

山口巖雄管理者 先ほど申しましたように、中間処理施設は厚木市、そして最終処分場は清川村さんをお願いをしているわけですので、それぞれの行政で思いや、あるいはスケジュールの違いは、これはあつてしかるべきだと思います。その問題について組合に報告していただいて、そのスケジュール、手順に従って、最終処分場は最終処分場、あるいは中間処理施設は処理施設としての候補地について皆さんにご意見をいただくということになろうと思っております。

手をつないで一緒に歩めれば、これまたいいかもしれませんし、また、それがあつた意味においてよき競争心になって、スケジュール

的にいい結果がということになるかと思えますけれども、なかなかこの施設、お互いにこういった施設というのは、地域間の皆さん方のご理解、そしてご協力いただくというのは、先ほど来の議論のとおり、非常に広範囲な方々のご意見もしっかりと耳にしていかなければならないということになりますと、若干の時間的差異は、ある意味においていたし方ないのかな、そんなふうに思います。それぞれの行政体にできるだけ早くそうした抽出をしていただいた場所の組合へのお申し出をいただければ大変ありがたい、そんなふうに思います。

12番 川瀬正行議員 予定ではそんなにおくれないというふうな感じではありますけれども、昨年組合が発足したばかりでございますけれども、平成24年までは7年間という猶予でございます。選定場所によっては用地地権者への説明がなかなか、これは一番大変だと思っております。先ほど事務局長の方からお話ございましたように、用地が決まらなると全然前にものが進まないということでございますので、ぜひこれにつきましては引き続き努力していただくことをお願いいたします。

それから、ちょっと関連になりますけれども、再質問させていただきます。これに関連したリサイクル処理施設について若干お尋ねしたいと思います。

当組合の基本計画にもあるかと思うんですけれども、この処理施設についても、同時に並行して考えていかなければならないと思っております。現段階で、建設選定用地の規模、面積及び施設の内容、わかっている範囲で結構でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

加藤秀夫事務局長 このリサイクル施設に関しましては、平成15年11月に構成市町村間で取り交わしました合意書というのがございます。一般廃棄物（ごみ）の共同処理に関する合意書。これに基づきまして、リサイクル施設につきましては、施設関連に係る研究ということで調査・研究してまいりますということが記載されております。今現在につつま

しては、それぞれ市町村の役割でございますので、その辺はご理解をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

12番 川瀬正行議員 ありがとうございます。このリサイクル施設についても、まだ先のことかとは思いますが、関連施設になると思いますので、ぜひ並行してお考えいただくよう、よろしくお願ひしたいと思います。

国からの交付金の対象が循環型社会形成推進交付金制度に変わりましたが、対象施設が、先ほど管理者の方からお話が少しございましたけれども、人口の関係、また面積の関係ということで計画対象地域を構成する場合には限定されたこともございますけれども、リサイクルセンターにおきましては、生ごみリサイクル施設等については対象になると思いますので、これも要望という形になると思いますので、ぜひ今後進めていただくよう、重ねてよろしくお願ひを申し上げます。

それでは、もう1点質問させていただきます。環境の問題についてですけれども、近年におきましては、環境を守ることをテーマに、国や都道府県で数々の政策が打ち出されております。特にこういったこれからの施設においても大変な問題になってくるんじゃないかと思っておりますけれども、京都議定書の地球温暖化対策、これにつきましては先進国の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数値目標を各国ごとに設定されました。

このような状況の中、二酸化炭素を初め対象ガスの発生はどのように研究されていく考えか、お伺いします。

加藤秀夫事務局長 ただいま川瀬議員が申されましたように、京都議定書、これが2月に発効されております。今申されました地球温暖化対策、これは国はもとより国民は当然ながら取り組まなきゃいけませんので、組合といたしましても最大限取り組んでいくという予定でございます。

以上です。

12番 川瀬正行議員 ダイオキシンの問題は、清川村は、たしか平成9年だったと思う

んですけども、焼却場が廃止になったということで、非常に大変な思いをしております。これにつきましては、おかげさまでもちまして厚木市さんの方にいろいろお世話になっているわけでございますけれども、こういった問題は、まだちょっと早いということではなくて、一番心配されることでもありますので、早目早目に、先ほどの質問と同時に検討されることをお願いいたします。

それから、用地の選定、取得、また建設については並み大抵のことではないと実感しておりますけれども、両施設の建設に当たっての距離の問題ですね。1市1町1村の距離の問題についても大変重要なことだと思いますので、最も効率のよい方法と住民の安全安心を優先に取り組んでいただきたいと思います。

最後に、この両施設の建設事業につきまして、清川村では議会議員全員が真剣に取り組んでおりますので、管理者の方にいろいろお願いがあると思いますけれども、できるだけ計画どおり事業が執行されますようお願いいたします。質問を終わらせていただきます。

久崎教生議長 前田多賀子議員。

7番 前田多賀子議員 通告に従いまして一般質問を行います。

今回の第1回定例会に提出されました平成17年度厚木愛甲環境施設組合の施政方針の中で、21世紀は大量生産・大量消費型の経済社会から環境型社会への転換が述べられております。子供たちや私たちの子孫が大量生産・大量消費・大量廃棄によるライフスタイルが続くことにより劣悪な環境の中で生活を強いられることが予想される中、この方針による環境に配慮した適正な中間処理施設、また最終処分場の整備を行うとの方向が示されたことは、非常に意義深いことと感じています。

これから目指していく循環型社会では、化石燃料に頼ってきた私たちの生活様式を見直すだけではなく、既に私たちの生活の中で使用されているものを再生資源として活用し、廃棄されるものをできるだけ少なくすることに重点を置いていかなければ、環境型社会へ

の転換は成り立たないと考えております。

厚木市、愛川町、清川村は、地域の自然が豊かで、環境の恵みを受けています。特に最終処分場の用地候補に挙がっています清川村は、神奈川の貴重な水源地でもあり、また、厚木市、愛川町においても豊かな河川があり、用地取得や建設において自然に負荷をかけないことが優先されていかなければなりません。

地域住民にとっても、環境問題に対する関心は、平成13年度に行ったごみ処理等に関する住民意識調査の報告からも関心派が94.7%と極めて高く、環境配慮については住民に対する十分な説明が必要と考えられます。厚木愛甲環境施設組合で進める中間処理施設、そして最終処分場における施策を推進するためには、ごみの排出者でもある住民や事業者などの理解と協力を進めていく必要があります。施策の検討段階で、より早い時期の段階から情報を住民や事業者提供すべきではないでしょうか。

最終処分場の候補地、中間処理施設の候補地が17年度に提出され、検討段階に移行する予定ですが、排出者である住民や事業者がごみ処理に対する正しい現状を理解しないまま進めるのは、環境保全の点からもよりよい計画が進むとは考えられません。中間処理施設や最終処分場の必要性について情報を提供し、情報公開を進め、住民の参画を図ることが必要ではないでしょうか。

さきに挙げた住民意識調査では「居住地域へのごみ処理施設や最終処分場建設の賛否においては賛成する」が全体で23.4%、「どちらとも言えない」が59.7%と、6割の住民が判断に迷っています。計画の支持の向上につなげるためには、より具体的な住民との情報交換や情報交流が必要と考えます。

そこで質問いたします。

施設計画段階における住民参加については今後どのように進めていくのでしょうか。

また、循環型社会の形成に向け、環境省が廃棄物分野においてガイドラインを示した、環境負荷の軽減のための環境影響の総合的な評価方法である戦略的環境アセスメントの導

入についての考えはあるのか、伺います。

さて、神奈川県ではごみ処理広域化計画を進めてまいりましたが、株式会社エコループセンターが浮上し、幾つかの広域化ブロックが横にらみの状況となっています。足柄上地区においては、17年4月に一部事務組合を立ち上げる予定が頓挫しているとも伺っています。厚木愛甲ブロックでは、計画や経営自体に無理がある、民間会社にごみ処理を依存できないとの考えで、安心しております。住民が目の届く範囲のごみ処理をすることこそが最善と私も考えています。

資源化を求めて大規模リサイクル施設への依存は、発生抑制の推進も妨げかねない状況にあることを踏まえ、住民に対し、エコループプロジェクトの推進に反対の意思を明確にする必要があると考えます。

今後、循環型社会形成推進法に基づく循環型社会形成推進地域計画を策定すると伺っていますが、再度、エコループが基本計画に与える影響はないのか、質問をいたします。

以上、明確なご答弁をよろしく願いいたします。

山口巖雄管理者 ただいま前田議員から、中間処理施設及び最終処分場の建設について、ごみ処理広域化基本計画について、施設整備用地取得、建設における住民参加についてどのように考えているのかとお尋ねでございますが、組合事業につきましては、広報紙の発行、ホームページ、事業懇話会の設置等により住民への情報提供に努めているところでございます。

また、今後、住民参加につきましては、事業の節目において住民説明会等を開催し、広く住民のご意見をいただきながら、事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、戦略的環境アセスの取り組みについて、導入する考えはあるのかとお尋ねでございますが、戦略的環境アセスにつきましては、複数の建設候補地を前提に、環境影響評価項目及びその手法の設定を住民等に事前に公開し、ご意見をいただいた後に、それぞれの建設候補地の環境影響について複数の案を比較検討する手法と認識しております。しか

しながら、ごみ処理に関する施設につきましては、この戦略的環境アセスの導入は大変難しさがあるのかなと考えております。

次に、各市町村の減量化・資源化との整合性はあるのかとお尋ねでございますが、先ほどのご質問にもご答弁させていただきましたが、ごみの減量化・資源化につきましては、各市町村の施策として、組合と連携を図りながら、積極的に取り組んでいただいております。ごみ処理広域化基本計画及び構成市町村の一般廃棄物処理基本計画は、国の減量化・資源化の方針に沿った目標を定めておりますので、整合性が図られているものと認識いたしております。

次に、山北町のエコループが基本計画に与える影響はないのかとお尋ねでございますが、これも先ほどご質問をいただき、ご答弁させていただいておりますが、株式会社エコループセンターが事業化に向けて取り組みを進めていると承知いたしておりますが、事業の継続性の担保や費用負担を初めとし、現時点では不明確な課題が残されているものと理解しておりますが、今後のエコループセンターの動向を見きわめながら、事業を粛々と進めてまいりたいと思います。

以上です。

7番 前田多賀子議員 では再質問に移らせていただきます。かなり重複する部分があるので、気になる点を幾つか私の方で質問させていただきたいと思っております。

先ほどの関戸議員の議論の中ですけれども、用地取得における、また建設における地域住民への公開性は非常に難しいということは、私も先ほどの討議の中で理解はしております。しかし、用地取得に関して、これから選考委員会を通して資料を組合の方でつくっていくわけでありましてけれども、長野県におきまして長野広域連合というごみの組合があります。こちらの方では、用地選定、また施設建設においては専門部会を立ち上げて、専門部会からの提言などの情報公開や議事録の公開を行っている例もあります。もちろん長野は環境自治体でもありまして、そういった市民合意、市民参加の仕組みが整っていると

はいえ、今後、厚木愛甲の組合に関しても、こういったような住民への情報公開を進めていく必要があるのではないかと思います。

先ほど管理者の答弁から、節目節目で説明会の開催をするということでしたけれども、この説明会はある意味、一方通行になりかねない。住民の意思や政策に対する合意形成がその中で図られていくとはとても考えられないのですが、その情報公開についてどのように進めていくのか、再度伺いたいと思います。

加藤秀夫事務局長 情報公開につきましては、先ほどもいろいろ議論されておりますけれども、まず用地が決定するというのももちろん大前提でございます。それで大方の了解がとれませんか、先ほども申しましたように、いろいろな事業が先に進んでまいりませんので、大方の了解がとれて、その段階まで行きましたら、その段階でいろんな説明会、例えばまちづくり条例の説明会もございますし、都市計画決定の素案の段階の説明会等ございますので、そのあたりで参加ができるのではないかとこのように考えております。

以上です。

7番 前田多賀子議員 この住民に対する説明は非常に難しいということは私も重々よくわかっております。ただ、こういった検討段階における情報公開も一方では必要なのではないかなと私は思っています。この選考の資料を策定するのは多分コンサルタントに任せるのだと思いますけれども、こういったコンサルに丸投げするのではなく、長野のような専門性の高い検討委員会を策定して、住民にとって計画決定に合意ができるような、そういった情報公開、透明性の高い事業の公開の確保を今後期待いたします。

次に質問を移らせていただきます。先ほど戦略的環境アセスの導入は非常に難しいということでした。私は、これは住民への公開性が非常に高いということで、戦略的環境アセスの取り組みについてどうかというふうにお尋ねしたんですが、この戦略的環境アセスが、確かにごみの問題に関しては大変リスク

が高いということは承知しております。ただ、先ほどの長野のような例もあります。こういったような自然環境への影響を考えると、計画に対する住民の合意というのは非常に必要になってくるのではないかと思います。

例えば、今度、用地取得が決まったとして、次の段階の検討資料を組合が作成していくということでしたが、その作成段階のコンサルタントが評価したようなものを住民に公開するというようなことは考えていますでしょうか。

加藤秀夫事務局長 要は何力所か来た場合に、仮に出せるとしても、AであるとかBであるとかC、Dというような方法しか多分出せませんので、そうでない限り非常に混乱を招くというふうに考えております。

7番 前田多賀子議員 私も、混乱を招いてしまって計画が進んでいかないということであれば、それは非常に懸念するところでありまして、確かにA、B、Cという段階でこういった環境の調査を行ったのかとか、また経済性はどうかというところは、非常に住民にとっても関心が高いところでありまして、ぜひ今後そういったような公開も含めて考えていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次ですけれども、先ほど循環型社会形成推進協議会を設けるというお話がありました。これは国・環境省と県と構成市町村が協働して3R推進のための目標を設置し、必要な事業等を記載することになっているということが書かれていましたが、この地域計画の方と、あと各市町村が持っておりますごみ処理、一般廃棄物処理計画との整合性はどのように図っていくのか、伺いたいと思います。

加藤秀夫事務局長 今整合性のお話が出ましたけれども、組合の基本計画におきましては、平成22年におきます減量化は、平成9年と比較して7%以上の削減。また、資源化につきましては、平成22年度において24%以上資源化を目標としております。そしてそれぞれの構成市町村で一般廃棄物処理基本計画を策定してございますけれども、これの資源

化、あるいは減量化の目標につきましては、とらえている年次が違いますけれども、いずれも組合が設定しております基準より高くなっておりますので、整合性は図られているというふうに考えております。

以上です。

7番 前田多賀子議員 そうすると、この循環型社会形成推進法による地域計画を立てますけれども、その地域計画の内容は、今回立てております厚木愛甲ごみ処理広域化の基本計画と変わらないというふうに考えてよろしいですね。

加藤秀夫事務局長 さらに若干進みますけれども、その実施計画ということになりますけれども、内容的にはほとんど変わりません。

以上です。

7番 前田多賀子議員 この新しい循環型社会形成推進法にかかわる地域計画ですが、これは16年度、環境省の方から発表されたもので、内容についてまだそんなに具体ではないというような答弁が先ほどあったと思うんですが、この中には、発生抑制を推進するために、環境教育や啓発、こういったものが必要になってくるので、市町村の地域計画の位置づけの中にも明記するような事項がありましたけれども、この点に関してはどのように進めていくのか、ちょっと伺いたいと思います。

加藤秀夫事務局長 先ほど水越議員さんですが、事業懇話会のお話をさせていただきましたけれども、これ以外に環境学習会という、通称エコ・スタディと申しておりますけれども、この目的は、住民のごみ処理に関する意識の高揚と、新たな施設整備に関する理解を深めることを目的に実施ということで、16年度、12月に東埼玉資源環境組合を視察してございます。ですから、このようなこともその中でうたっていきたいし、また、17年度も同じように実施をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

7番 前田多賀子議員 既に16年度、エコ・スタディとか懇話会の開催がなされてい

まして、また、そういった活動内容もホームページの方に掲載されているので、私も読ませていただきましたが、このエコ・スタディ、これから環境教育や啓発、子供から高齢者にわたる広い範囲の啓発がこの計画を進めるに当たっても必要になってくると思いますが、愛川町、清川村さんの方にも、こういった環境団体とかNPOの団体が大勢活動しているということも伺っております。そういったような住民団体やNPOなどの協働について、今後どのように検討していくのか、ちょっとそこを伺いたいと思います。

小野澤正己事務局次長 NPO等との連携ということでございますが、これはやはりごみ処理広域化基本計画、この中で近隣市町村のNPO、あるいは環境団体との連携と申しますか、こういうものも視野にして進めていくということをうたっておりますので、今後そういうことについても研究を進めていきたいと、このように考えてございます。

7番 前田多賀子議員 ぜひこのエコ・スタディや懇話会を有機的に進めていただきたいと思います。

ただ、この両方ですけれども、どういったような広報をなさったのか、ちょっと伺いたいと思います。というのは、懇話会の方は公募者が6名参加しているということでありますけれども、厚木の参加者は、自治会、また、ごみ対協の会長だったと思いますけれども、そういった方が参加しているようですが、その広報活動はどのように展開したのか、ちょっと伺わせてください。

加藤秀夫事務局長 先ほどの懇話会の関係ですけれども、公募は16名ございました。その中で抽選で6名の方を選んだと。広報紙とかホームページに掲載をしたということでございます。

7番 前田多賀子議員 ぜひこちらの広報をより進めていただいき、大勢の住民が参画できるような体制を整えていただきたいと思います。

また、先ほども申し上げましたように、この厚木愛甲広域ブロックは水源に近い市町村で構成されておりますので、多様な環境N

POや住民団体が活動しておりますので、ぜひこの環境教育や啓発にかかわる事業にこういった大勢の団体が参加できるような、例えばフォーラムの開催とか計画に対する広聴会など、そういったようなシステム、企画もしていくことが必要と考えておりますので、ぜひ検討していただくことを要望いたします。

最後にエコループですが、循環型社会形成推進地域計画の策定にエコループ事業の計画を位置づけるようエコループセンターからの要望があったようですが、今後どのように考えていくのか、お聞きいたします。

加藤秀夫事務局長 エコループに関しましては、先ほど管理者も申しあげましたように、まだ不明確な点が多いということですので、当然明確にならない限り、そちらへは位置づけませんし、今のところは、先ほども管理者からも申しあげましたように、組合事業として粛々と進めてまいりますので、そのような状況を記載することになるかというふうに考えています。

以上です。

7番 前田多賀子議員 ぜひその広域化の方を粛々と進めていく、そういったことで進めていただきたいと思います。

今、県が打ち出してきた広域化のこの計画は、ダイオキシン対策のための大型施設への誘導となっていることが問題の1つとも私も思っていますが、この広域化計画に対する県の調整機能も今全く働いておらず、さらにほかの広域ブロックにおいては、エコループプロジェクトが浮上したことによって、計画推進の足を引っ張っていないとも言えないような状況にあります。また、エコループを打ち出している建設場所における環境の影響も大変心配されますので、こちらのエコループを推進すべきではないという私の考えを申し上げて、一般質問を終わらせていただきます。

久崎教生議長 以上で通告がありました一般質問は終了いたしました。

---

久崎教生議長 日程3「議案第1号 専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

山口巖雄管理者 ただいま議題となりました議案第1号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、平成16年度厚木愛甲環境施設組合予算について、進捗により必要な措置を講ずるため、その執行に要する経費を補正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなかったために、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、去る2月21日に専決処分をいたしましたので、同条例第3項の規定により報告し、承認を求めるところでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

久崎教生議長 質疑に入ります。 別になければ質疑を終結いたします。

討論に入ります。 別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程3「議案第1号 専決処分の承認を求めることについて」は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成全員)

賛成全員。よって本件は承認することに決しました。

---

久崎教生議長 日程4「議案第2号 厚木愛甲環境施設組合個人情報保護条例について」及び日程5「議案第3号 厚木愛甲環境施設組合情報公開条例の一部を改正する条例について」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

山口巖雄管理者 ただいま議題となりました議案第2号 厚木愛甲環境施設組合個人情報保護条例について及び議案第3号 厚木愛甲環境施設組合情報公開条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第2号 厚木愛甲環境施設組合個人情報保護条例につきましては、情報ネットワーク社会の進展に伴い、国におきましても関係法令が整備されるなど、個人情報保護制度の充実が急速に進められております。こ

うした状況を踏まえ、本組合といたしましても、個人情報保護制度のより一層の充実を図るため、現行の厚木愛甲環境施設組合個人情報保護条例を廃止し、罰則規定などを新たに設けた厚木愛甲環境施設組合個人情報保護条例を制定するものでございます。

次に、議案第3号 厚木愛甲環境施設組合情報公開条例の一部を改正する条例につきましては、時代に対応した個人情報保護制度を確立するため、現行の厚木愛甲環境施設組合個人情報保護条例を廃止し、新たな厚木愛甲環境施設組合個人情報保護条例を制定することに伴い、同条例と密接な関係にある厚木愛甲環境施設組合情報公開条例につきましても、両条例間での整合を図るため、その一部を改正するものでございます。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

久崎教生議長 質疑に入ります。 別になければ質疑を終結いたします。

討論に入ります。 別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程4「議案第2号 厚木愛甲環境施設組合個人情報保護条例について」及び日程5「議案第3号 厚木愛甲環境施設組合情報公開条例の一部を改正する条例について」の2件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成全員)

賛成全員。よって本2件は原案のとおり可決されました。

---

久崎教生議長 日程6「議案第4号 厚木愛甲環境施設組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程7「議案第5号 厚木愛甲環境施設組合常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

山口巖雄管理者 ただいま議題となりました議案第4号 厚木愛甲環境施設組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第5号 厚木愛甲環境施設組合

常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

職員が公務のため旅行を命じられたときは旅費が支給されますが、その旅費のうち日当につきましては、その支給を廃止するため、本条例の一部を改正するものでございます。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

久崎教生議長 質疑に入ります。 別になければ質疑を終結いたします。

討論に入ります。 別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程6「議案第4号 厚木愛甲環境施設組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程7「議案第5号 厚木愛甲環境施設組合常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」の2件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成全員)

賛成全員。よって本2件は原案のとおり可決されました。

---

久崎教生議長 日程8「議案第6号 厚木愛甲環境施設組合非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

山口巖雄管理者 ただいま議題となりました議案第6号 厚木愛甲環境施設組合非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

厚木愛甲環境施設組合非常勤特別職職員のうち、年額で定められている報酬につきまして、その支給方法を改めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

久崎教生議長 質疑に入ります。 別になければ質疑を終結いたします。

討論に入ります。 別になければ討論

を終結いたします。

採決いたします。日程8「議案第6号 厚木愛甲環境施設組合非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成全員)

賛成全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

午後1時39分 休憩

---

午後1時50分 開議

久崎教生議長 再開いたします。

日程9「管理者施政方針」の説明に入ります。管理者。

山口巖雄管理者 平成17年度の予算並びに諸案件のご審議をお願いするに当たり、私の組合運営に対する所信と決意を述べるとともに、主要な施策についてご説明申し上げます。

豊かな自然環境を大切に思い、これらを見ずからの手で保全しようとする豊かな自然環境との共生など、人々が希求した夢と希望に満ちあふれる21世紀がスタートして早くも5年目を迎えました。

しかし、現実を顧みますと、20世紀に入って高度に展開してきた活動様式、すなわち大量生産・大量消費型の経済社会活動は、国民に大きな恩恵をもたらしてきましたが、他方では、大量廃棄型の社会として物質循環の環を断ち、その健全な循環を阻害するという側面も有しておりました。一方、こうした活動様式は、国際的にも地球温暖化問題等の地球規模での環境問題を生じさせております。

このような状況に対応するため、21世紀の経済社会のあり方として循環型社会という考え方が提起され、国においては、循環型社会形成推進基本法の制定を基盤として、家電、食品、容器包装、建設に係るリサイクル法を整備し、本年1月に自動車リサイクル法を施行するとともに、2月に地球温暖化対策として京都議定書を発効したところでございます。環境の世紀と言われる21世紀は、これま

で我々が経験してきた産業改革やIT改革に続く環境改革の時代であると考えております。

歴史的、地理的にも結びつきが強い厚木市、愛川町及び清川村は、ごみ焼却施設の更新や最終処分場の確保といった、ごみ処理に関し共通の課題を抱えており、平成14年に厚木愛甲ごみ処理広域化基本構想を、これを具体的に示す厚木愛甲ごみ処理広域化基本計画を平成15年に策定し、ごみ処理広域化の将来像を、資源循環型社会の一翼を担い、「みどり多い豊かな自然環境」を次世代に引き継げるよう、環境に配慮した適正な中間処理施設及び最終処分場の整備を行うことといたしました。

今後の事業の執行に当たり、厚木市、愛川町及び清川村のごみ処理整備の事業主体となる一部事務組合である厚木愛甲環境施設組合を平成16年4月1日に設置し、その管理者としての大役を仰せつかったところでございます。

組合設置のこの1年間につきましては、議会及び監査といった機能を整備するとともに、施設整備に向けては、ごみの組成分析及びPFI導入可能性検討調査を実施いたしました。

また、安心の得られる体制づくりに努めるため、情報公開条例を制定するとともに、広報紙やホームページ等による情報提供、厚木愛甲環境施設組合事業懇話会の設置・開催やエコ・スタディを実施するなど事業の透明性を確保し、住民の皆様のご理解とご協力のもと事業を進めてまいりました。

さて、平成17年度の予算編成に当たりましては、施設整備に向けてハード面での建設元年と位置づけるとともに、ソフト面においては、組織の充実及び情報提供の充実のため、構成市町村から負担いただく貴重な財源を効率的、効果的に配分し、「循環型社会形成ごみ処理施設の整備と情報提供推進充実予算」として編成し、1億1164万7000円の予算規模といたしました。私は、三位一体改革による交付金制度の動向を見据え、今後の財源確保、歳出の抑制に努めながら、「循環型社会

ごみ処理施設整備の推進」及び「情報提供推進による事業透明性の確保の充実」を二大施策として位置づけ、住民の理解と協力を得た上で、ごみ処理広域化事業を推進してまいります。

最初に「循環型社会ごみ処理施設整備の推進」につきましては、平成24年度のごみの共同処理開始に向け、施設整備の法定計画である廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画を策定するとともに、神奈川県ごみ処理広域化計画に基づく厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画を策定してまいります。

次に「情報提供推進による事業透明性の確保の充実」につきましては、情報公開条例の充実や組合広報紙、ホームページ、ミニコミ紙等の活用によりさらなる情報提供の推進を図るとともに、厚木愛甲環境施設組合事業懇話会の開催及びエコ・スタディの実施により住民の皆様の意見を聴取し、事業の透明性の確保の充実に努めるほか、今後の事業の一助としてまいる考えでございます。

私は、今後、山積する課題に果敢に立ち向かい、精魂込めて本組合発展のために努めてまいり、資源循環型社会の一翼を担う、ごみ処理施設の建設、稼働という当面のゴールを目指してまいります。

終わりに、これらの施策展開に当たりまして、神奈川県下のごみ処理広域化のトップランナーとして、本組合が躍進し続けるよう、不撓不屈の精神に強き決意と行動力をもって邁進してまいる所存でございますので、住民の皆様並びに議員の皆様の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、平成17年度の施政方針といたします。

久崎教生議長 以上で「管理者施政方針」の説明を終わります。

---

久崎教生議長 日程10「議案第7号 平成17年度厚木愛甲環境施設組合予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

山口巖雄管理者 ただいま議題となりました議案第7号 平成17年度厚木愛甲環境施設組合予算につきまして、提案理由をご説明申

し上げます。

平成17年度予算につきましては、施設建設に向けた諸計画策定費用、人件費等経常的経費及び情報提供推進事業費等の必要見込額を措置したものでございます。この結果、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億1164万7000円となりました。

内容につきましては、先般事務局長がご説明させていただいたとおりでございます。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

久崎教生議長 質疑に入ります。 別になければ質疑を終結いたします。

討論に入ります。 別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程10「議案第7号 平成17年度厚木愛甲環境施設組合予算」は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成全員)

賛成全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

---

久崎教生議長 ただいま管理者から「議案第8号 監査委員の選任について」が提出されました。

お諮りいたします。この際、本件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よってこの際、本件を日程に追加し、議題とするように決しました。

---

久崎教生議長 「議案第8号 監査委員の選任について」を議題といたします。

この際、中山民子議員を除斥いたします。

(中山民子議員退席)

提案理由の説明を求めます。管理者。

山口巖雄管理者 ただいま議題となりました議案第8号 監査委員の選任につきまして、組合に置かれております監査委員のうち、組合議会議員から選任いただいております大矢篤治監査委員から退職したい旨の願

い出があり、これを承認いたしましたことに伴いまして、後任の委員として、行政各般にわたりまして豊富な知識と経験をお持ちの中山民子議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めらるるものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

久崎教生議長 質疑に入ります。 別になければ質疑を終結いたします。

討論に入ります。 別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第8号 監査委員の選任について」は同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成全員)

賛成全員。よって本件は同意することに決しました。

中山民子議員の除斥を解きます。

(中山民子議員復席)

ただいま監査委員選任の同意がありました中山民子議員からごあいさつがあります。

中山民子新監査委員 ただいま議員皆様のご賛同をいただきまして、監査委員として選任をいただきました中山でございます。どうぞよろしく願いいたします。

地方自治におきましての監査の必要性、重要性につきましては日ごろから認識はしているところでございますが、新聞報道等で監査請求等を考えますときに、住民の監査に対する関心が非常に高まっているのかなというようなことを考えましたときに、この責任の重大さを痛感しているところでございます。

この厚木愛甲環境施設組合は、組合設置後2年目を迎えようとしているわけでございますが、今後、事業の進展によりまして、事務量の増大、また事務処理が複雑多様化をしてくるものと予想をしているところでございます。職務の遂行に当たりましては、大変微力ではございますが、誠実に、かつ公平公正な立場から、住民の求める透明性の確保をモットーに、職責を全うしてまいり所存でございます。

どうか今後も皆様方のご指導、ご鞭撻を心

からお願いいたしまして、簡単ではございますが、就任のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

久崎教生議長 前監査委員の大矢篤治議員からごあいさつがあります。

大矢篤治前監査委員 監査委員退任に当たり、一言お礼のごあいさつを申し上げたいと存じます。

昨年8月2日に本組合議会の皆様方のご賛同をいただきまして監査委員に就任させていただきました。本日まで職務を全うすることができました。まずもって皆様方に厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

この8カ月間を振り返ってみますと、就任当初は、初代監査委員ということで若干重圧を感じていたように記憶いたしておりますが、携わりました監査内容では、組合内部で適正な事務処理がなされて、収支の執行に努められておりますので、特に大きな指摘事項もなく、無事監査委員としての職務の遂行ができたと考えております。

これからも監査のますますの充実と発展をご祈念申し上げまして、退任に当たってのごあいさつとさせていただきます。どうも長い間いろいろとお世話になりました。ありがとうございました。

久崎教生議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

これもちまして、平成17年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会を閉会いたします。

午後2時05分 閉会

上記会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

議長 久崎教生  
議員 竹松俊雄  
同 前田多賀子